

「外国PEPs」としてご申告が必要な方の範囲

? 「外国PEPs」とは

「外国政府等において重要な地位を占める者」を指します。

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、金融機関には、お客さま(個人のお客さまはご本人、法人のお客さまは大口株主等である個人の方)が「外国PEPs」に該当するかどうかを確認する必要があります。

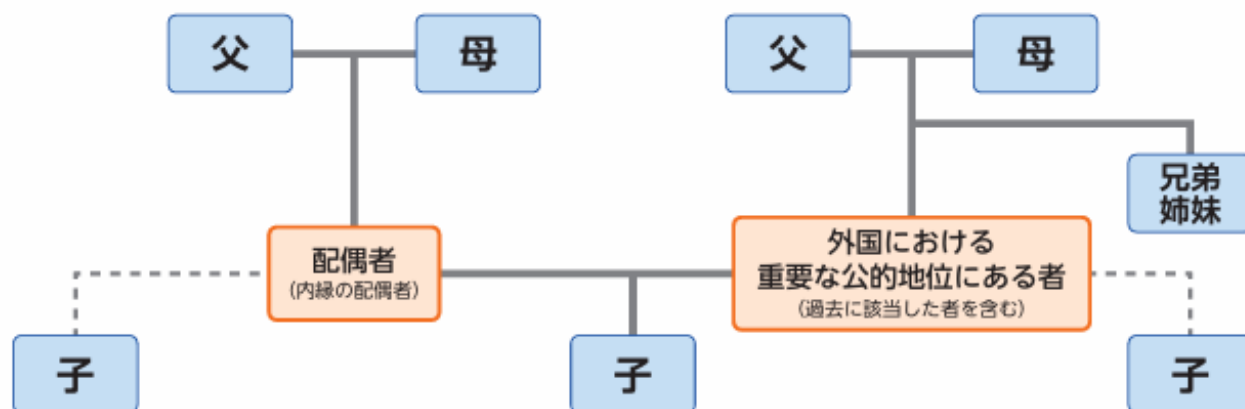
①～③のいずれかの場合(過去も含む)は、「外国PEPs」に該当します。

- ① 外国における重要な公的地位にある者※**
- ② ①に該当する者の家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子)**
- ③ ①または②に該当する者が事業経営を実質的に支配する者である法人**

※「外国における重要な公的地位にある者」とは、外国において以下の地位にある者を指します。

- | | |
|--|---|
| ア 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職 | オ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職 |
| イ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職 | カ 中央銀行の役員 |
| ウ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職 | キ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員 |
| エ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職 | |

参考 外国PEPsに該当する親族の範囲



祖父母や孫、元配偶者は「外国PEPs」に該当しません。